

平成14年5月24日

資料 - 5

於：国土交通省都市・地域整備局局議室

社会資本整備審議会
都市計画・歴史的風土分科会都市計画部会
第1回公園緑地小委員会議事録

国 土 交 通 省

目 次

1 . 開会	1
1 . 都市・地域整備局長あいさつ	1
1 . 委員の紹介	3
1 . 配付資料確認	3
1 . 委員会の議事運営について	4
1 . 委員長互選	5
1 . 委員長あいさつ	5
1 . 委員長代理の指名	6
1 . 委員長代理あいさつ	6
1 . 委員会の議事録の公開について	6
1 . 「都市内の緑とオープンスペースの確保」について	7
1 . その他	43
1 . 閉会	43

開 会

事務局 おはようございます。大変長らくお待たせいたしました。よろしくお願いいたします。

本日はお忙しいところを御出席いただきまして、大変ありがとうございます。ただいまから、社会資本整備審議会都市計画・歴史的風土分科会都市計画部会公園緑地小委員会の第1回委員会を開催させていただきます。

私、事務局を務めさせていただきます、公園緑地課長の松本でございます。よろしくお願いを申し上げます。

まず初めに、本委員会の設置につきましては、4月22日の都市計画部会におきまして設置が承認されております。本小委員会の設置に伴いまして、本日付で皆様あての辞令が出ておりますので、勝手でございますけれども席上に配付させていただいております。よろしくお願いを申し上げます。

都市・地域整備局長あいさつ

事務局 本日、初めての小委員会でございますので、初めに澤井都市・地域整備局長からごあいさつをいたします。

澤井都市・地域整備局長 都市・地域整備局長の澤井でございます。

まず、各委員の皆様方におかれましては、このたびこの小委員会の委員に御就任賜りまして、大変御多忙の中御指導賜りますこと、最初に心から感謝を申し上げます次第でございます。

社会資本整備審議会の中の都市計画分野におきましては、御承知の先生もおられますが、昨年来、今後の都市再生のあり方はいかにという大きなテーマで大臣から諮問を申し上げまして、いろいろと御議論を賜っております。

特に、昨年からことしの初めにかけては、都市再生の中でいかに民間の力を引き出すかということと、それから最近非常に高まってきております都市計画への住民の方々あ

るいはNPO、まちづくり協議会といった公的セクター以外の方々の多様な主体の参画の動きを、どのように今後のまちづくりに生かしていくかということを中心に御議論を賜ってきておりまして、その成果を受けまして既に今国会で都市再生の特別措置法ですとか、再開発、区画整理の手法の拡充といった法律が成立しております。

また、都市計画一般につきましても、都市計画に対する提案制度を、現在国会で審議をいただいているところでございます。

今般、最初に紹介ありましたように、4月22日の社会資本整備審議会の分科会におきまして、公園、下水道、それから都市交通、市街地整備の3つにつきまして新しく小委員会をつくって、それぞれの議論を深めていただくことにいたしましたわけでありまして、先ほども言いました民間あるいは住民の皆様方の動きへの対応と合わせまして、特に公的セクターとして今後どうしていくかということを議論したいということでございます。

特に公園緑地の分野におきましては、ともすれば1人当たり公園面積が幾らだったという指標に代表されますように、どちらかといいますと絶対的に量は足りないという中で、量的に拡大するところに政策の重点が、正直言ってあったと思います。

今後ともそういった部分はもちろんありますけれども、さらに地球環境問題ですとか都市再生ですとか、いろんな大きな動きの中で政策をより多様化し、また質的にも高めていく必要があると思っております。

特に緑というのは公園だけではなくて、もちろん民有緑地もありますし、あるいは街路の緑化もありますし、それから自然に存在します里山等、最近注目されている分野もございます。ある意味では、今、緑というキーワードでかなりの部分が束ねられるような重要な位置づけにあると思っております。

そういった意味で、他の公共施設との連携なり、あるいは公園といった公的営造物とともに、貴重な民有緑地をどう保全していくかという民有緑地の保全方策、いろんな広がりをお踏まえて御議論いただく必要があるかと思っております。

そんなことで、今後の中期的な展望を持って我々、仕事をしていきたいと思っておりますが、当面役所の仕事でございまして、夏には予算要求を来年に向けてしなきゃいけないものですから大変急がせるようで恐縮ですが、夏までに一度中間的なまとめをいただいて、それを踏まえてさらにまた議論を深めていただくということで、これからの議論をお願いしたいと考えております。

旧建設省のころから緑の政策大綱ということで、公共緑地、民有緑地、それから他の公

共施設全部含めて緑をどうしていくかというような、かなり総合的な政策体系も、私ども展開してきたつもりでございますけれども、そういった過去のことも踏まえて、今後いかにあるべきかということにつきまして、ぜひ率直な御議論を賜りたいと思います。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

委員の紹介

事務局 次に、本日御出席をいただいております委員の皆様を御紹介させていただきます。

初めに、都市計画部会の委員から御就任いただきました、北海道大学大学院教授の越澤委員でございます。

同じく、東京大学教授の寺尾委員でございます。

次に、都市計画部会の臨時委員から御就任いただきました、東京農業大学学長の進士臨時委員でございます。

武蔵野市長の土屋臨時委員でございます。

全国農業会議所専務理事の中村臨時委員でございます。

森ビル株式会社代表取締役社長の森臨時委員でございます。

次に、本小委員会の専門委員として御就任をいただきました、東京学芸大学教授の小澤専門委員でございます。

株式会社社会工学研究所代表取締役所長の酒井専門委員でございます。

横浜国立大学教授の西谷専門委員でございます。

東京農業大学名誉教授の平野専門委員でございます。

東アジア建築都市研究所副所長のベッティナー・ラングナー寺本専門委員でございます。

なお、御就任いただきました根本専門委員におかれては、本日御都合により欠席でございます。よろしくお願いたします。

配付資料確認

事務局 次に、配付させていただいております資料でございますが、お手元の一覧表にありますように、資料 - 1 から 8 - 2 までの 9 種の資料をお配りいたしております。御確

認いただきまして、過不足がございましたらお申し出をいただきたいと思ひます。

委員会の議事運営について

事務局 次に、小委員会の議事の運営につきて御提案をさせていただきたいと思ひます。

社会資本整備審議会の小委員会の議事運営につきては、特段の定めがございません。そこで、本委員会でお決めにいただくことになります。

僭越でございますけれども、社会資本整備審議会令及び同運営規則に準じまして、事務局で案を作成しております。

資料 - 3 の公園緑地小委員会の議事運営について（案）をごらんいただきたいと思ひます。読み上げさせていただきます。

公園緑地小委員会の議事運営について（案）

小委員会の運営については、社会資本整備審議会令及び同運営規則に準じて、次のとおり進めることとする。

記

1. 小委員会に委員長を置き、委員の互選により選出する。
2. 委員長は、議事運営を行う。
3. 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。
4. 小委員会は、委員長が招集する。
5. 小委員会は、委員の三分の一以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
6. そのほか、小委員会の運営に関し必要な事項があれば、必要に応じ、随時定める。

以上でございます。

このような運営をさせていただきたいと思ひますが、よろしゅうございませうか。

〔「異議なし」の声あり〕

事務局 ありがとうございます。

なお、本日御出席いただきました委員、臨時委員及び専門委員は12名中11名でございます。

まして、ただいま御承認いただきました議事運営第5項に定めます定足数を満たしております。御報告を申し上げます。

委員長互選

事務局 次に、議事運営の第1に基づきまして、本小委員会の委員長の互選をお願いしたいと存じます。

どなたか御推薦をお願いいたしたいと存じます。

委員 向かいの方の、本委員をされておられます、かつ都市計画・歴風審議会分科会の事情に大変お詳しい越澤委員をお願いをしてはということで、御提案をさせていただきます。

事務局 委員から御提案ございましたが、越澤委員ということでよろしゅうございましょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

事務局 ありがとうございます。

では、越澤委員には御多忙中恐れ入りますが、委員長をお引き受けいただくということでよろしくをお願いいたします。

では、委員長席の方へお願い申し上げます。

委員長あいさつ

事務局 では早速でございますけども、越澤委員長から一言ごあいさつをお願いしたいと思えます。

委員長 ただいま委員の皆様にご推挙いただきました越澤でございます。

これから、皆様方に御協力いただきまして、本委員会の使命達成へ向けて努力してまいりたいと思っております。ぜひともよろしくお願いしたいと思います。

事務局 ありがとうございました。

それでは、これからの進行につきましては委員長をお願いいたしたいと思えます。よろしくをお願いいたします。

委員長代理の指名

委員長 それでは早速でございますが、議事運営第3によりますと、委員長代理は委員長が指名することとなっております。

そこで、私から委員長代理として、長年公園緑地行政の経験が深い平野専門委員にお引き受けいただければと思いますが、いかがでございましょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 ありがとうございます。

委員長代理あいさつ

委員長 では、平野先生から何か一言。

委員長代理 御指名でございますのでお受けをさせていただきますが、委員長に事故がないことを希望いたしております。よろしくをお願いします。

委員長 ありがとうございます。

委員会の議事録の公開について

委員長 続きまして、本委員会の議事の公開につきましてお諮りをいたしたいと思えます。

資料 - 4 をごらんいただければと思いますが、議事の公開について事務局から案が示されておりますので、御説明をお願いしたいと思います。

事務局 それでは資料 - 4 でございます。

都市計画部会等と同様でございますけれども、読み上げさせていただきます。

公園緑地小委員会の議事の公開について（案）

公園緑地小委員会の議事は、プレスを除いて一般には非公開とする。また、議事録については、内容について委員の確認を得たのち、発言者氏名を除いて国土交通省大臣官房広報課及びインターネットにおいて公開することとする。

以上

委員長 ありがとうございます。

従来、分科会でも同じような取り扱いをされていると思いますが、同じようにやっていきたいという御提案でございますが、皆様、御意見いかがでございましょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 よろしゅうございますか。

御異議がないようですので、本小委員会の議事の公開につきましては、そのように取り扱ってまいりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

事務局 それでは、議事の公開等につきましてはお取り決めにいただきましたので、新聞社等から本日取材の申し込みがある者については入場を認めたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

「都市内の緑とオープンスペースの確保」について

委員長 それでは、議事次第（４）「都市内の緑とオープンスペースの確保」について御議論いただきたいと存じます。

具体の議論に入る前に、４月22日の都市計画部会で承認されました、都市計画部会における今後の検討方向についての御紹介をいただくとともに、本小委員会の今後のスケジュールについて事務局のお考えをお示しいただければと思います。よろしくお願いいたします。

事務局 それでは私の方から御説明をさせていただきます。

資料 - 5 に、都市計画部会における今後の検討方向についてというものを配付させていただいております。

先ほど申し上げましたように、４月22日の都市計画部会で小委員会の設置が承認されておりますけれども、その際に配付したものでございます。

最初に背景でございますけれども、これにつきましては国土交通大臣から社会資本整備審議会会長に対しまして「国際化、情報化、高齢化、人口減少等21世紀の新しい潮流に対応した都市再生のあり方はいかにあるべきか」ということで、平成13年7月5日に包括的な諮問をさせていただいているところでございます。

このうち都市再生の部分につきましては既に一定の御報告をいただきまして、今通常国

会で、「都市再生特別措置法」、「都市再開発法等の一部を改正する法律」が可決成立をいたしております。また、「建築基準法等の一部を改正する法律案」等につきましては現在審議中でありまして、それぞれ御報告に基づきまして必要な改正をいたしているわけでございます。

さらに、「21世紀型都市再生ビジョン」及び「次世代参加型まちづくりの方策」について引き続き御検討をいただくということでございますけれども、このうち局長からあいさつさせていただきましたように、都市交通、下水道、公園緑地等の都市施設の整備及び市街地整備のあり方につきまして、早急に中長期的な視点に立った検討を行う時期に来ているという認識に立っております。

このため2ページに市街地の整備、本日の小委員会でございます緑のオープンスペースの確保、3番目でございます下水道等につきまして、それぞれ小委員会を設けさせていただくことになったわけでございます。

本小委員会の検討につきましては、3ページの(2)でございますけれども、これも局長のあいさつで申し上げましたが、これまでの公園緑地行政は、主として1人当たり公園面積を整備指標といたしまして、都市公園の量的な整備拡大に重点を置いて進めてきたところでございます。しかしながら、自然環境の保全・再生あるいは都市防災の向上等々今日の課題にこたえていくという意味では、都市全体の緑の質的向上を目標として考えていくべきではないかと認識をいたしております。また、既存の公園のストックが一定程度できておりますので、これらを含めまして、市民参画社会の到来等の動向を踏まえまして、これらの適切な管理と活用を進めることにつきましても、今後必要ではないかという認識に立っております。

都市再生の実現に向けまして、公園緑地に求められる役割といたしましては、以下の4つを考えております。

1つは、広域的な観点も含めまして、都市の環境インフラとして、失われた都市の自然再生を目指し、自然環境の整備と保全を進めること。

2つ目に、既成市街地の再構築を進める中で、防災面、環境面等から十分な緑とオープンスペースを確保していくこと。

3番目に、歴史的・文化的資産の保全等により、地域の個性あるまちづくりに寄与すること。

4番目に、既存ストックを含め、地域住民に愛着を持って利用され、地域コミュニティ

の拠点となること、などを考えているところでございます。

また、あわせて、このような社会的要請を実現していくという視点からは、次の3つを検討課題といたしております。

1つは、都市の緑に関する諸施策の総合的な展開でございます。

2つ目が、地域の特性・自主性をどのように尊重していくかという視点でございます。

3番目に、NPOを初め多様な主体の参画による整備と管理を推進していくということでございます。

このような観点から、都市公園だけではなく、都市公園・緑地保全・緑化推進といった総合的なあり方について、中長期的な視点に立って検討をする必要があるのではないかと、本「公園緑地小委員会」を設置させていただいたところでございます。

次に、スケジュールの考え方でございますけれども、各委員につきましては委員会日程を確保するため、既にスケジュール調整をさせていただいております。

事務局といたしましては7月中旬の中間取りまとめに向けまして、今回を含めて3回の委員会を開催できればと考えております。

具体的には資料-6をごらんいただきたいと思っております。本日、第1回でございますけれども、小委員会の論点につきまして御議論いただきたいと思っております。この論点を踏まえまして、第2回につきましては6月21日、第3回の中間的な取りまとめにつきましては7月5日ということで、できれば3回で中間的な取りまとめをお願いできればと思っております。

なお、議論に応じまして柔軟に対応してまいりたいと思っております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

委員長 どうもありがとうございました。

ただいま資料-5と6に基づきまして御説明がございました。事務局案では7月までに3回の委員会開催を予定しているところでございますが、このようなスケジュールでよろしゅうございますか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 特段御意見等ないようですので、そのように進めてまいりたいと思っております。かなり集中的な審議ということになります。ぜひとも皆さん御協力をよろしくお願いいたします。どうもありがとうございました。

引き続き、事務局より資料説明をよろしくお願いいたします。

事務局 それでは、議論の材料となります資料の御説明に入らせていただきます。

お手元にお配りしております資料 - 7、8 - 1、8 - 2に基づきまして御説明申し上げます。

まず、資料 - 7でございます。今後の公園緑地政策の方向について（論点メモ）と書いたペーパーでございます。ただいま御説明申し上げた課題を、さらにブレークダウンをいたしまして、事務局としてはこういったポイントを御議論いただきたいということを、1枚に簡単に整理をしております。

大きく3つございまして、1つ目が、公園緑地政策が今後重点を置いていくべき政策課題というのはいかようなものであろうか。例えば、1つはいわゆる地球環境問題へいかに対応していくか。地球温暖化、ヒートアイランド、生物多様性の確保、里地・里山の保全というような、具体的な課題があろうかと考えてございます。

それから都市再生、土地の流動化への対応、それから都市の防災機能をいかに高めていくか。既成市街地区の再構築を進める中で、緑とオープンスペースの果たすべき役割というものを考えてございます。

それから、地域の文化・歴史への対応ということで、特色ある地域資源をいかに活用して、いかに地域を活性化していくようなことに資することかできるかというポイントでございます。

それから4番目が、市民参画への対応でございます。緑地保全、それから公園整備や管理といったものに市民、NPO、それからまた民間企業等さまざまな主体が参画を図れるようにするにはどうするべきかということを考えてございます。

また、このほかにございましたら御指摘をいただければと思っております。

それから大きな2つ目で、政策の仕組みをいかに見直していくかということでございます。こういった重点を置くべき政策課題を実現していくために、今我々の方が持っております仕組み、政策遂行のシステムを見直す必要があるのではないかと考えてございます。

1つは、緑の政策をいかに総合的に進めていくことがどうだろうかということで、先ほどから何回もございますけれども、公園の整備に若干重点を置き過ぎた嫌いがあるという意味から、民有地を含めた総合性を重視していくことはいかがであろうか。それから、他の行政分野との積極的な連携を考えてございます。

それから、それに伴いまして必要であれば、公園関係の法律の制度、それから事業の手

法というものも見直していきたいと考えてございますし、さらにはその中で国、それから地方公共団体・民間・市民を含めまして、どういうふうに役割分担を果たしていくかということについて、御示唆をいただければと考えておる次第でございます。

それから3番目が、長期的な目標の提示。現在、都市公園等整備七箇年計画に基づき公園の整備を進めておりますが、国がそういう長期的な構想を示すことが財政の硬直化を招くという議論も一部で起こっておりますので、そういう長期計画の必要性についていかがか。またそういったときに、どういう目標量を示していくことが必要であろうかということ、より国民にわかりやすいアウトカムを重視した指標で政策課題を表現していくことができないかということが、我々事務局側での問題意識というふうに御理解をいただきたいと思っております。

引き続きまして、資料8-1と8-2で、今の政策課題にかかわります背景等の御説明をさせていただきたいと思います。

まず最初に、資料8-1の目次をお願いを申し上げます。1枚めくっていただきますと目次で、大きくこれも4区分ございます。1つ目が公園緑地政策の動きということで、これまでの公園緑地政策、お詳しい方もいらっしゃるかと思いますが、ざっとレビューをさせていただきたいということ。

それから、緑とオープンスペースをめぐる社会の潮流ということで、現在の社会の動きについてざっと見ていく。

それから1枚めくっていただきますと、大きな で、社会資本整備の動向、公共事業等に向けられている現在の流れについて概略の御説明をいたしまして、 が今回の議論の一番の根っことなります、我々が持っております問題意識というものを、資料をつくって御説明を申し上げたいと考えてございます。

それでは、まず最初の公園緑地行政、公園緑地政策を全体的にレビューをいたします。お手数ですが資料8-2、A3の資料の1ページ目をお開きいただければと思います。若干字が小さくなっているところもございますけれども、公園緑地政策の歴史的変遷ということで、これまでのものから取りまとめをさせていただきます。1930年代を頭ということで、それ以前に太政官の布達だとか市区改正もございましたけれども、古い都市計画法ができたあたりからでございます。

大きく右と左、2つの流れがございまして、左の方は一番上でくくってございますように緑地保全、民有地の緑をどう保全をしてきたかという仕組みの変遷でございます。右の

サイドが、今度は施設としての公園緑地をどういうふうな法制度で整備をしてきたかという流れでございます。

上から簡単に概略を申し上げますが、まず一番上の方の四角でございますけれども、旧都市計画法ができたあたりからスタートといたしまして、緑地保全関連、順序が逆になっておりますが風致地区という制度がございます。そういう民有地の緑を守るための制度と、それから右の方で都市施設としての公園を計画的につくるといいう仕組みができ上がってきたということでございます。

それから、その下が特別都市計画法と復興期の事業制度と書いてございますが、戦災復興に伴いまして都市計画が進められてきたということで、現在の市街化調整区域的に緑を守る制度である緑地地域制度、それから戦災復興の事業の中での公園をつくるという動きがございます。その中で、点線で囲ってございます都市公園法制定。昭和31年に、初めて都市公園を管理するための法律ができてございます。これは戦後のかなり混乱期中で、それまであった公園がつぶされてきたということで、公園を守るための規定ということででき上がったものです。

それから、緑地保全の方で動きがございましたのが1966年、古都保存法、京都、鎌倉の宅地開発に伴います緑の喪失問題が顕在化をいたしまして、一番最初は、そういう古都に限定した厳しい緑を守る方策ということで創設をされたものでございます。

この時期に合わせまして、ちょうど真ん中になります。1968年、新しい都市計画法、昭和43年の新都市計画法ができて、この中で線引き、市街化区域、市街化調整区域という、現在の都市計画のベースとなる仕組みができ上がったわけでございます。

その都市計画法から伴いまして、緑地保全の方で申しますと、都市緑地保全法、生産緑地法というような幾つかの緑地保全にかかわる法律が整備をされまして、順次保全が進められてきたということがございますし、今度は一番右の方で、緊急措置法制定（1972年）というところがございますが、これは施設としての公園を緊急に整備をするということで、いわゆる都市公園等整備五箇年計画のベースとなる法律でございます。現在まで第6次、右の四角に囲ってございますが、こういったものができたということで、かなり整備の進捗が図られてきたということでございます。

こういう事業制度がだんだんできてまいりました後、真ん中辺のところは緑のマスタープラン策定要綱の制定から斜めに矢印が入りまして、緑の基本計画という制度が緑地保全法の中に設けられたわけでございますが、こういう地域制緑地、民有地の保全、それから

施設としての公園の整備といったものを、総合的に都市のまちづくりのプランとして位置づけるということで、8年ほど前の1994年に、法定計画として都市緑地保全法の中に位置づけられたものでございます。

説明からは若干外してございますが、一番左側のところで、都市緑化推進対策要綱、緑の政策大綱といったものを、我々旧建設省の時代で定めたものでございますが、緑の保全と公園の整備に加えまして、緑化の推進というものもあわせて政策の指針としてきたところでございます。

内容に比べまして説明をはしょってございますのでわかりにくいところがあるかと思いますが、後ほどまた御質問等いただければと思います。

それでは資料8-1の方で、若干駆け足になりますが、簡単な御説明を申し上げたいと思います。

まず1つ目が、公園緑地政策のこれまでの動きと課題ということでございまして、1ページ、2ページのところに、緑とオープンスペースの役割と書いてございまして、これは改めてこの場で御説明をするまでもないことでございますけれども、都市における緑というのは環境、防災、レクリエーション、さまざまな役割を持っているということを図式で示しておるところでございます。

それから3ページをお願いいたします。先ほど見取り図をごらんいただきました、その仕組みの若干の御説明を申し上げたいと思いますが、ここで議論をいたしております緑地という概念でございますが、3ページの上の方に分類として、1つは公園をはじめとした施設として確保する緑地。施設緑地とここでは称してございます。

それから地域制緑地としてその下に書いてございますが、民有地に何らかの法的規制をかけて緑を守るという、大きな2つの区分でとらえて政策を進めてきているところでございます。

4ページがそのうち、民有地の保全という形の緑地保全関連法の概要ということで、4ページ以降つけてございますが、この中で最も基幹となります都市緑地保全法について、その下のところに掲げてございますので、ここの点を若干御説明申し上げます。

大きなものが緑の基本計画制度、左の下の四角でございますけれども、市町村が主体となって緑地の保全と緑化の推進に関する基本計画を、総称緑の基本計画と称してございますが、住民参加の手續等を踏まえて、法定計画として策定をするというのが緑の基本計画です。後ほど実例をお示しさせていただきたいと思います。

それから、緑地保全の各種制度というのが法律の中で書かれてございまして、一番上にございます緑地保全地区制度は、すぐれた緑につきまして指定を図りまして、半ば現状凍結的に行為の規制をかけて保存をするということでございます。

仕組みの特徴としては、そういう厳しい行為の規制がかかる土地で土地所有者がなかなか自由に活動ができないということがありますので、場合によっては公共団体に買い取りを申し出ていくことができるということで、なかなか指定が進まない理由の一つに、最終的にお金で買っていかねばいけなくて出てくるというものでございます。

それからその下に4つほどございますが、これは緑化を進めるための協定制度ですとか市民緑地ということで、公園にならないような緑地を公開して管理をするような制度。

それから、緑化施設整備計画認定等ということで、屋上緑化等についての支援措置、それから緑地管理機構制度といった制度が定められてございます。

それから5ページ目が、それ以外の、先ほども言っていた古都保存法ですとか風致地区制度、生産緑地地区制度という概要が示してございますが、必要であれば後ほどまたレビューをさせていただきたいと思っておりますので、説明は省かせていただきます。

それから6ページからが、都市公園の公園の方の制度の概要をお示ししてございます。昭和31年に都市公園法ができましたときは、戦後のどさくさの中で公園が荒廃、壊廃をされていたという状況に対しまして、公園の管理を守るためにつくられました法律でございます。

下に概要が書いてございますが、目的・定義ということで、公園とは何かということを経法律で初めて明確に定義をしたものでございます。

その中では、こういう基準で設置をした方がよろしいということ。それから公園施設ということで、公園に設けることが可能な施設ということを列挙している。それから、公園の管理のために必要な規定ということでございまして、下から2つ目の四角のところをごらんいただきたいと思っております。都市公園の永続性の確保ということで、第16条に都市公園の保存という規定がございまして、都市公園をみだりに廃止することは禁止するという、若干固めの規定はその時代背景によって設けられているもの。

それから一番下につきましては、国の補助金を入れて整備することができるという規定が、都市公園法で設けられているものでございます。

それから7ページが、五箇年計画というものでございまして、都市公園等整備緊急措置法という法律が昭和47年に制定をされまして、この法律に基づいて五箇年計画という計

画が定められているということで、下にちょっと字が小さそうですが、第1次から第6次まで、現在定められています。それぞれの時代背景をバックグラウンドにして、政策課題が微妙に変わってきているところがございます。第6次の現在が一番下の右側になりますが、安全で安心できる都市づくり、長寿・福祉社会、都市環境の保全・改善、自然との共生、広域的なレクリエーション活動等々が政策課題として掲げられているところがございます。

それから引き続きまして、9ページに飛んでいただきたいと思います。こういった法律のもとに、緑地保全がどういうふうに進められているかということでございまして、若干数字だけでわかりにくうございますけれども、風致地区につきましては全国で約17万ha、先ほど申し上げました緑地保全地区については、全国で1,389haというもの。それ以外に、保存樹ですとか市民農園ですとか、それぞれの条例で保存をしているという状況も、参考としておつけをいたしてございます。

10ページが今度は公園の方の整備でございますが、そのグラフを見ていただければ明らかでございますが、昭和47年に先ほどの五箇年計画の法律ができましたときに、1人当たり公園面積2.8㎡といったものが、平成15年では約8.1㎡という、3倍に近いレベルにまで整備が進んできたということであります。

11ページが、実際はなかなか公園がどのぐらいの方に利用されているかという数字というのは把握が難しゅうございますけれども、若干古いんですが、5～6年に1度我々の方で実態調査をやっている結果で、最新のものは現在集計中なため、平成6年の資料になってございますが、全国で休日1日で調査をしたところ、約3,000万人の方が御利用いただいているというようなことでございます。これはまた別途新しい数字が告示できる機会があれば御紹介申し上げたいと思います。

それから12ページが、先ほど局長のあいさつにもございましたけれども、国として定めております緑の政策大綱ということで、平成6年に建設省所管の事業についての緑に関する政策の基本的方向ということで、公園、道路、河川というものをトータルといたしまして、緑の空間を3倍にするというような目標で行政の指針としてきたものでございますが、国土交通省ということで省庁再編になりましたので、新しい取りまとめを現在進めているというところがございます。

それから13ページが、先ほどから何回も出てきております緑の基本計画でございますが、これにつきましてはA3の資料の2ページ目、3ページ目に実例を御紹介申し上げます。

おりますので、こちらで簡単にお話をさせていただきたいと思えます。

藤沢市の緑の基本計画の実例でございまして、ざっと御説明いたしますと、左側の方に目次と書いてございまして、それぞれ第1章から第7章までございまして。第3章が計画の基本方針、それに基づきまして4章で緑地の保全と緑化の目標、これは水準だとか数値という数値目標が掲げられているところまでございまして。第5章で、それをどういうふうに配置をしていくか。それを具体的にどうしていくためにどうすればいいかということが第6章でございまして、そこには施設としての緑地、それから2番、地域制の緑地というものと、都市緑化の推進方針、それから市民が主体となったまちづくり推進というものが記述をされてございまして。

その下でございまして、計画の位置づけと役割ということでは、それぞれ県の持っている広域的計画から市の基本計画となるふじさわ総合計画といったものの下位の計画として位置づけられている。

それから右の方が、その具体の緑の将来像図ということで、上の方に書いてありますが海岸、河川、斜面、農地、それから施設としての公園というような緑地空間を、それぞれネットワーク的に確保をしていくという将来像を描いているものでございまして。

1枚めくっていただきますと、それぞれの今度の施策の体系ということでございまして、施策の体系が一番左の上に書いてございまして、その下に数値目標として緑地の目標値が掲げてございまして、施設としての緑地、地域制の緑地をこういうふうな数値でとっていききたい。それをブレイクダウンいたしましたのが右側のページになりまして、施設緑地の整備目標ということで、都市公園、それから公園以外の公共施設の緑地、さらにはその中で抜き出して都市公園の目標というようなもの。それから右下は地域制緑地ということで、先ほど御説明しました法律による指定の緑地、それから条例による保存樹林等の施策を講じていくという、トータルの体系として緑の基本計画をお示しをしているところまでございまして。

済みません、また資料8-1に戻ります。そこまでがちょっと長くなりましたが、行政のレビューということでございまして。

14ページからが大きな2つ目の課題であります、緑とオープンスペースをめぐる社会の潮流でございまして。1つは環境問題の顕在化ということで、林地や農地が大きく減少しているということで、14ページには7都県市、大都市圏の緑地面積の推移ということで掲げてございまして、表の一番下に全体として約20%、緑が40年度から平成7年まで減

少ししているというものでございます。

15ページが横浜市の図を示してございますけれども、図で見ただけだと一番顕著に御理解いただけるかと思えます。

同様な資料が数ページついてございますけれども、ここは説明を飛ばさせていただきます。

18ページは都市のヒートアイランド化ということで、これも下の図を見ただけだと一目瞭然でございますけれども、アスファルト等の温度が高いということで、かなり高温の状態が広がっているということでございます。

19ページは下の図をごらんいただければと思いますが、緑がヒートアイランド減少の緩和をしているという調査結果を掲げてございます。1994年の温度分布でございますが、顕著なのは明治神宮の一番真ん中のところで25.5度という、周辺が30度を超えている中で低い温度であったという結果が示されているところでございます。

では次の20ページがそれ以外の地球環境問題の顕在化ということで、温暖化の話ですとか、生物の多様性の確保という、さまざまな領域で地球規模の環境問題が発生しているというようなものに対して、緑とオープンスペースというものの一定の役割が必要ではないだろうかということで、このページにつきましては温暖化の資料。

それから21ページには、CO₂の吸収等のデータと生物多様性のデータを示してございますが、細かいところはここも後ほどごらんいただければと思います。

23ページで今度は国民の方の自然へのニーズということで、世論調査のデータでございますけれども、自然と触れ合うことに関心があるというようなもの。それから自宅や勤務先などに身近な自然を残したいという御要望が、かなり強いという結果でございます。

24ページで、これは地球温暖化のために国が取り組むべきことということで、森林保護緑化対策が掲げられているということでございます。

25ページからはテーマを少し変えまして、少子高齢化と都市型社会ということで、なかなかくりが難しいところでございます。上のグラフがございまして、端的に言いますと人口がこれから減少のフェーズに入っていくということ。都市に集中してきた人口が定着化を図っているということでございます。

26ページも、その社会移動ですとかDIDの推移といったものをお示ししてございます。

それから27ページでそういった人口の動向を踏まえて、今度は少子高齢化社会という

ことがこれからの我々国が直面する課題でございますが、そういったところのニーズというように、1つ目は公園や広場、それから医療施設とか保育施設という社会福祉の分野への期待が高いということでございます。

28ページは既成市街地の再編ということで、またテーマが変わってございますけれども、東京23区、よくお示ししている図面でございますが、危険な市街地が広がっているというのが28ページでございます。

29ページは、これは都市基盤整備公団の資料でございますけれども、産業構造の変化ということで、細分化された土地ですとか大規模な工場跡地というような土地が非常に発生をしてきているということで、こういったものの再編も都市再生の課題でございます。

それから30ページは、多様な主体の参画ということで、NPO法ができて以来のデータでございますけれども、保健・医療・福祉、社会教育といった分野で活動するNPOが多々ございますが、その後にはまちづくり、子供の健全育成、環境保全、文化、芸術、スポーツといったNPOの数が多いということでございます。

それから31ページは、参加型の余暇への希望というデータでございます。

以上、こういうような時代的な背景を我々は片方で持っているということで、32ページからは大きな3つ目の課題で、我々が面している社会資本整備の動向ということで、これはかなり御案内かと思っておりますけれども、経済財政諮問会議が現在進められているところでございまして、アンダーラインが下に書いてございますが、「公共事業は真に必要な分野に投資を集中してほしい」ということが1点。

それから2番目でございますけれども、「公共事業の規模、効率化を進めて、さらには民間を活用してほしい」。

それから3番目、今回のテーマの一つでもございますけれども、「公共事業の関係の長期計画については、そもそも見直すべきではないか。また、その重点を事業量から計画に置きかえていくべきではないか」ということでございます。

以降、33ページ、34ページはそれに対して、国土交通省でどう考えているかということでございますが、ここでは省略をさせていただきます。

それから35ページは地方分権ということでございます。これも地方分権改革推進会議という政府の機関の中で進められているところでございまして、簡単な論点のところを下にアンダーラインをつけてございますけれども、「国の関与について限定的にするということで、全国的な見地から必要とされる基礎的または広域的事業に限定し、それ以外は地

方公共団体にゆだねる」ということでございます。

一番下のところは、「公共事業につきましても、国と地方の役割分担のあり方を明確にしていく」ということが指摘されているところでございます。

36ページからが、都市再生の動きでございます。平成13年5月に内閣に都市再生本部ができて、都市再生のさまざまなプロジェクトを決定してきているところでございます。

36、37はその動きでございますが、その中で特に我が分野に関係しますものが38ページと39ページでございます。1つ目が、都市再生プロジェクトの第1次決定で指摘をされました、東京湾臨海部における基幹的な広域防災拠点をつくってはいかがかということで、直接公園ということはこの中ではございませんけれども、そういう公園とした平時の利用を含めて検討をするということで、これは東京湾臨海部と大阪圏の方で検討を進めることになってございます。

39ページが、3次決定の中での都市環境インフラというくくりでございまして、大きく1、2とございまして、1つはまとまりのある自然環境の保全ということで、大都市に残された自然について総点検をした上で、施策の強化を図りなさいというのが1点目。

それから緑の創出というのが2点目でございまして、臨海部における緑の拠点、それから市街地における緑の領域の拡大ということで、屋上緑化等々というのが掲げられた政策課題としてございまして、我々の方がこれをいかに受けて、どういう施策を講じていくかが課題でございます。

最後に、我々の方としてどういうことを課題として受けとめているかということ、残りの点で幾つかポイントだけ御紹介を申し上げます。

1つ目は、先ほど御紹介した緑の基本計画でございますが、上の方に策定状況を掲げさせてございますが、都市計画区域を有する中では、全体で策定済みが19.2%ということで約2割。策定中のもも含めまして約3割ということで、まだまだそういうトータルなプランニングができていないというのが実情でございます。

それから42ページは、緑地保全制度の活用ということで、制度としてはさまざま御留意をさせていただいておりますけれども、緑地保全制度を活用している自治体の数はまだまだ少のうございまして、やっぱり樹林地が消失しているということでございます。

これは、その下にございますが、緑地保全事業等による土地の買い取りに係りまして、地方公共団体でお金がかかるというようなことも若干ブレーキになって、指定が進んでい

ないという現状でございます。

43ページには、緑地保全地区等の決定状況を書いておりますが、左側の表が県・都市名と書いてございますが、わずか20数自治体で大都市を中心に取り組みがなされているということでございます。

その下段と次のページは、それに対してどういう制度が用意されているかということですが、ここはちょっと省略をさせていただきます。

それから45ページでございますが、公園緑地の整備でございます。先ほどから1人当たり公園面積というのが正しい指標かどうかということもいろいろと問題を提起されておりますけど、差し当たってこの指標で比較をしてみるとこういう状況だということでございます。

下の表を見ていただくと、人口規模に応じまして現在の1人当たり公園面積の違いを述べてございまして、100万人以上の大都市では1人当たり大体5.7㎡、それから小さいところでは10㎡を超えるというふうに、当たり前のような結果になってございまして、以下、46、47、48と諸外国との比較等々も含めて、1人当たり面積が示されてございます。

48ページには、ロンドンと東京の既成市街地と比較した場合ということで、若干市街地面積は違うんですが人口規模は同じようなところで、ロンドンでは公園等が約25.3㎡で、面積率として11%ぐらい占めているのに対しまして、東京23区では1人当たり4.4㎡で5.6%であるという比較でございます。

それから49ページが、新たな公園整備の指標ということで、先ほど申し上げました1人当たり公園面積といった指標というのが、若干画一的に過ぎるのではないかという観点から、現在歩いていける範囲で公園がどれだけとれるのかとか、災害時においてどれだけ公園が避難地となり得るのかという指標も用い始めているところでございますが、こういったものについて、もっともっとわかりやすい指標はないかということで、50ページでそれぞれの緑の基本計画等で掲げている目標を例示をしております。緑で被覆された場所をいかに確保するかということ、それから公園の面積、それから緑化をする率ですとかを目標に示しているものですか、普及活動に何人参加するかということを目標に掲げているものもございまして。

それから51ページでございますが、

委員長 あとは御存じの方も結構多いと思いますので、質疑の中でということで。

事務局 はい、わかりました。では、柱だけ順番にいきます。

1つは公園の配置基準に対してもいろいろ疑義が生じ、画一的ではないかということでございます。

それから53ページは、公園の中に設けられる施設というのが法律で列挙されているものに対しての若干の疑問がございますという点が掲げてございます。

それから54ページは、公園の立体利用という点でございます。

それから、借地に係る課題というものを考えてございます。

それから56ページは、民間を活用したPFI事業。

57ページは、市民の参画というもの。

それから58ページ、企業の協力による公園整備。

59ページ、パートナーシップによる都市緑化というものが、問題意識として掲げてございます。

それから60ページが、既に既存の公園の周辺の土地利用とのミスマッチを起こしている部分が出ているようなところ。

それから61、62は、最近の公園における安全管理という御指摘。

それから63ページは、バリアフリー、ユニバーサルデザインへの対応が一つの課題でございます。

それから64ページは、一部公園で出てきますホームレス問題というものも、公園の現場としての大きな課題となっているところでございます。

65、66ページにつきましては、他の分野との連携、特に学校や福祉施設との連携というような例も出始めてきているところの御紹介でございます。

68ページ以降は行政の中の課題に近いものがございまして、これは若干省略をさせていただきます。

結構長い説明になって恐縮でございますけれども、駆け足でざっと現在我々の持っている問題意識をお示しを申し上げた次第でございます。

以上です。

委員長 どうもありがとうございました。

20世紀の公園緑地の政策を総括しなくてはいけないものですから、大変大部な資料になっておりますが、個々には御承知の先生方も多いと思いますので、適宜別の機会にでもまた御質問があれば十分御訂正いただけたらと思います。

さてきょうは、先ほど御了解いただきました資料 - 6 にございますスケジュールに沿っ

て、この論点について議論をしていただきたいということになってございます。資料 - 7 に論点のメモがございますが、今その背景の事務局としての問題意識、また過去のこれまでの実績、それから今後こう取り組みたいという課題については大部な資料が出ておりますが、これから 1 回目ですので、自由闊達にどなたからでも結構ですので、御自由に御発言いただきまして、また適宜事務局からも端的にお答えいただければと思います。

また、この資料に述べられていない課題、論点も当然あると思いますので、それについてもどうぞ御自由に御発言いただきたいと思います。

では、よろしくお願ひしたいと思います。

委員 資料 - 7 の政策の方向についてはこれで良いと思います。

土地利用、特に都市化、工業化が進行するなかでの土地利用の歴史は、農業的利用と都市的利用の対立関係で推移してきたと思います。

その結果、今日このテーマで議論が必要なのは、公園や緑地やオープンスペースが不足してきて、これを増やすこと、また、内容を良くすることにあるからだと考えます。

そこで、3 点ほど伺いたいのは、一つは、里山まで含まれていることが説明でわかってはきましたが、対象を幅広くとる必要があると考えます。都市地域における少なくなった農地をはじめ、平地林、海岸、河川、また外国の都市ではよく目にする街路樹の下は憩いの場として読書の場となっていますが、ここまで広げて考えるのか。

次に公園や緑地やオープンスペースは、憩いの場や防災をはじめ教育面も含め共通の役割を持っているが、子供から老人まで考えると、ニーズも違うと思う。最近、食と農の距離が離れすぎで国民的な課題となっているが、今回のテーマの中では、「見る」から「さわる、育てる」という内容を持つ、公園、緑地を考えるべきではないか。また、最近は、市民農園やクラインガルテンの希望者も増加している。農地の市民的活用も今回のテーマに沿うものとはならないか。また、我々の子供の頃は、河川は格好のオープンスペースであって、堤防や川辺りは、安全な遊び場であり、水浴の場であったが、今は防災だけの改修から危険区域となって子供を近づけない。これらの取り戻しも課題ではないか。

第 3 点は、生産緑地の制度があるが、この寄与はどうか。生産緑地は公的な費用を伴わないオープンスペースである。制度活用の実態と問題点があれば教えてほしい。また、生産緑地の活用や平地林の活用等は、固定資産税や相続税とも大きなかわりを持つので、検討も必要ではないか。

委員長 ありがとうございます。

今、御指摘、御要望ございましたが、事務局からお答えはございますか。

事務局 1点目の世代による公園に対する要求とか、あるいは緑化に対する要求でございますが、これについては先ほど論点で申し上げましたけれども、今の公園の配置基準というものが比較的画一的にできておりまして、例えば我々役所へ入ったところは最も小さい児童公園、今は街区公園といいますが、ああいうものを利用する人の大半は、実は小学生という年少の者だったわけですが、今調べますと、逆に65歳以上のお年寄りが非常に身近な公園を使っている実態がございます。

したがって、公園の使い方も随分変わってきているんだろーと思っておりますので、そういった計画標準をもう少し柔軟に、新しい世代に対応したやり方もあるんじゃないかと思っておりますので、その辺含めまして、配置の話ですとかあるいは施設の内容についても、これからぜひ御議論をいただきたいと思っておりますし、我々の問題意識としてもそういう点について配慮していきたいと思っております。

生産緑地につきましては、過去からのデータを今お持ちしておりませんが、最近では生産緑地そのものは、生産緑地法が改正されて以来、相続税猶予というのは死ぬまでという形になったということもありまして、ここ数年だけ見ましても年間60haぐらいずつは多少減ってますが、生産緑地自体はそう数字が変わってない状況だと思います。

生産緑地以外の農地についてはいまだに減ってきているのではないかと思いますけれども、生産緑地はしっかり農地として、あるいは緑地としての機能はしているかと思います。この辺のデータは、次回また出ささせていただきたいと思っております。

委員長 ありがとうございます。

委員 民間の話で出ていますけども、我々もつけている緑の羽がありますね。あれは山の話であって、公園緑化とは関係ないんですか。

事務局 所掌で言いますと、緑の羽については林野庁の方でやってられますけれども、全体としては緑化のことでございますので、都市緑化の方にも配分をいただいておりますし、あるいは全国植樹祭とか育樹祭というのを国土緑化推進委員会でやっておりますが、あれも都市公園を会場にさせていただいたり、いろいろ柔軟に、相互に連携してやらさせていただきます。

委員 ありがとうございます。

委員長 特に緑化に関する他省庁との関係も、これも含めていろいろ資料等もよろしくお願ひしたいと思います。

ありがとうございました。

委員 随分多岐にわたって指摘がありますので、どれが重要かというようなことを議論すべきなのかなという気がいたしますが、多少欠けているなと思うことを申し上げます。

まず、特に市街地関係なんですけど、緑のネットワークということをよく言いますけども、ほとんどは街路をいかに緑化するかといいますか、例えば表参道は上から見ますと全く道路が見えないほど緑地なんですよね。そういうふうな、街路の樹木をしょっちゅう剪定して、伸びないようにしているのは台風のせいなのか、景観のせいなのか、電線のせいなのかよくわかりませんが、またそういう樹木を剪定しているせいなのか、その辺を考えてやっていったらいいんじゃないかという問題があります。

それからもう1つ、私どもはしょっちゅう頭をぶつけるのは、都市計画公園というのがあります、ちっとも公園にはなっていないけど都市計画上の公園だと。特にお寺なんかが多いんです。お寺、墓地ですね。これが実態はちっとも公園でもない、また公開もされてなくても公園だということがあって、しかもなかなか公園関係の方から非常にガードが固くていじれない。一度振りかえてくれと言ったらとんでもないということにぶつかったことがあるんですが、その辺ももっと柔軟に考えるべきじゃないか。

それから、特に墓地は今は都の方でも議論され始めたようですが、ああいうふうに墓地としてやたらに緑を奪ってどんどんどんどん墓石なんかを立てて、本当に意味があるのか。

いろんなことを言っていて切りがありませんが、もっと市街地内のああいう墓地とか埋葬施設等のあり方について、むしろ一定の制限を加えて、緑を本当に復活すべきじゃないか。緑を奪って墓石がどんどん立っていくのが現状ですから、そういうのが問題だし、また逆に言うと、青山墓地みたいなものは残すべき墓石は残すけれど、公園化を進展させるための手を打つべきじゃないのかということもあると思います。とにかく、都市計画公園の位置づけというのが問題だと思います。

委員長 ありがとうございます。

今2点、また墓園の緑化を入れれば3点御指摘ございましたが、これについては事務局から御意見、あるいは今後の対応はございますか。

事務局 1点目の表参道と街路の緑化の件につきましては、確かに台風の前に切り過ぎるということもあったりしているいろいろ御批判もあった。一時無剪定ということもあつたんですけども、最近この周辺でもかなり強剪定といいましょうか、強烈に切っている例もあります。いろんな形で剪定の仕方等についても勉強をしております、枝を透かすような

格好で剪定するというごさいますが、これについては道路、街路等ともいろいろ連携をとりながら勉強しているという状況でございませう。

都市計画公園の件につきましては、それぞれ歴史的な経緯もありまして、都市計画として決定されているということございませうので、都市計画には必要な緑地ということございませう。今回の論点の方にあるように、トータルとして緑をどう確保していくかという形からしますと、委員がおっしゃいましたように、例えば振りかえとか、必ずしもその場所に本当に緑地が必要なかということもあろうかと思ひます。我々としては先ほどの計画標準とも絡みますが、少し柔軟に、トータルの緑を確保するというごさいで、いろいろな既存の制度も含めて考えてみたいと思ひておひます。

それから墓地、墓石の件につきましては、確かに既存の寺社の緑がなくなっていて、そこに小さな墓地がどんどんできていくという状況もあるようございませうけれども、これにつきましても緑地保全でありますとか、あるいは風致地区ですとかいろいろな制度がございませう。

それから、最近お寺の方で管理とかが難しい、あるいは収益、固定資産税という税制の問題もあろうかと思ひますので、その辺におきましても少し幅広に検討してまいりたいと思ひておひます。

青山墓地の件につきましては、最近東京都の方で検討が始まっているようございませう。

委員 東京都の方では、これから検討に入るというごさいまして、諮問が出た段階ですごさいで、まだどういう方向でということはおしせませうけれども、もっともっと公園化といいませうか、緑をふやして環境を重視した墓園にしていこうじゃないかというのが基本的な立場であることは変わりないと思ひます。これからの議論ですごさいで。

委員 最大の論点はヒートアイランド現象をいかに食いとめるか、あるいは改善するかというのが市街地の問題だらうと思ひます。それに貢献するものとして、随分たくさん上がっているごさいですが、何が有効かということがありますけれども、先ほども御指摘もありましたが、河川敷とか池とか湖をどんどんつくっていく、河川敷を広げるとか海岸線もそうなんごさいですが、そういうことが非常に大事なんじゃないかという観点が一つ。要するに、公園の中にどうも水があんまり出てこないような、今御説明の中にありませんでしたごさいね。その点はちょっと申し上げておきたいということごさいです。

あと、今の墓地の問題ですごさいで、地下に墓地は入れてしまつて上は緑化するというごさい方法が、いろいろな形であり得るだらうと思ひますが、それこそ墓地等は本当に立体化して

いくという手があって、もっと全体に立体化して緑をふやすといったことも、ポイントの一つなんじゃないかなと思っております。

委員長 ありがとうございます。

今の御意見を踏まえて、また次回も論点についてはいろいろ充実化、よろしくお願いたいと思います。

委員 資料 - 7の重点を置くべき政策の中にあるんですが、都市再生への対応の中に土地流動化への対応と書いてあるんですけど、これはどういう意味なのか。土地流動化をすべきだと言っているのか、土地流動化を阻止すると言っているのか、土地流動化について、あるいはそれはあるがままに任せて、それをどうやっていくのか、どういう意味なのかちょっとお願いいたします。

それから、先ほど委員長がおっしゃった他の省庁との関連ですね。ちょっと初歩的な質問で恐縮なんですけれども、環境省だとかあるいは農林水産省関係で、都市中心にしてもいろんな重なり合う施策はあるはずですよ。これちょっと後でまた、各省庁の所管するものと、それからどういう権限とか施策があるのか整理していただけますか。

それから、先ほど森委員がおっしゃった、とりわけ街路の緑なんですけれども、私どもも幾つかの街路を管理しているわけですが、強剪定しまして並木じゃなくなった、あれは並棒だと私は言っているんです。

これは2つ理由があると思うんです。1つは、都や何かの指導、あるいは警察との関係があるだろうと思うんです。

それからもう1つは、現場で剪定を頼む業者が剪定の仕方を知らない。私は素人だから知らなくても当然なんですけど、素人の私が見てもこれはかなりひどい。実態からいきますと雇用形態が非常に流動的ですから、きのうまでサラリーマンをやっていた人が急に造園をやっているんですよ。実態はそうです。

造園業者といっても、都市部においてはあんまり造園を行っていない。古い家を壊す、造園じゃなくて壊す事が多いわけですから。例えば2～3代続いて100坪ぐらいのうちは細分化されるから。だから、造園業者の半分以上は家を壊す仕事をしているわけです。

そこで我々はどうしているかということ、しょうがないから、民間の人で研究して詳しい人がいますから、そういう人を集めて剪定委員会をつくったんです。まだ発足したばかりですけど。何回言ってもだめで、市の役人もだめなんですね。専門家があんまりいない、これが実態だろうと思います。

武蔵野市は14～15万の市ですけど、剪定の専門家なんかいない。緑の専門家があんまりいないですね。緑化環境センター所長がここに来てますけども、きのうまでは用途地域をどうするかってやっていたわけですから。(笑)だからこれは制度上しようがないんですけど。〔「市長が悪いんじゃないの」の声あり(笑)〕

皆さんにわかってもらいたいのは、14～15万の市では、緑の専門家を抱えるほど職員が厚くないということなんです。だからそういうことを考えた上で、もうちょっとスケールの大きいので、剪定というのはこういうふうにやった方がいいんだということをアドバイスしたり、そういう要素というのは非常に大事だろうと思うんです。その辺を一つ。

委員長 ありがとうございます。

多分、他の委員からも言いたいことはあると思いますが、その前に事務局からぜひ何か。

事務局 1点目の土地の流動化の件でございますけども、例えば企業の遊休地等がある場合に、それを論点の方に書いてますが、借地公園という形で利用して開放していく。その際に、都市公園はみだりに廃止しちゃいかんとかきちんとあるものですから、仮にそれがかえって足かせになるとすれば、もう少し柔軟な緑地制度があり得ないか。

これは、墓地を地下化して上を例えば緑にして、それを公開するというときにも一つは使える手法かなと思いますけども、そういった借地公園の制度なんかについても少し考えたいと思っております。

それから、もう一つは流動化という面では、都市の再開発などにあわせ、その中で緑地をたくさんとっていただいているわけですが、そういった緑地について民間でとっていただくだけでなく、公的にどういう形で連携していくのかというような、土地利用化のいろんな動きの中で、どうオープンスペースを確保していくかという観点で、少し議論をさせていただきたいということでございます。

それから他省庁については、例えば保安林なんかも市街地内、都市計画の中にありますので、そういうものも緑の基本計画の中に当然位置づけてあるわけですけども、少しまとめて御紹介いたします。

それから街路樹につきましては、1点だけ、例えば街路樹剪定師という形で業界内部でそういう資格制度をつくっているところもございますので、ぜひ発注の折にそういう資格のある者のいる業者に発注していただくということがあればいいかと思えます。

いずれにしても、そういうものも余り普及しておりませんので、少し普及するように紹介等をしていきたいと思えます。

以上でございます。

委員長 ありがとうございます。

委員 剪定の技術が悪いというのは、造園学科が専門だから大学教育も反省しなきゃいけないんだけど、例えばコストの問題もあると思うんです。従来、年に何回か複数剪定していたのを2回ぐらいで済まそうとしたりね。そうするとローコストの職人を使わなきゃいけない。だから、何もトレーニングを受けてないのを使うということになっていって、緑に関しては管理費にかけるということを本当にやってないですね。

それからちょっと長いこと言うと、昔の緑というのは、例えば園丁さんというのは必ず公園に張りついていたんですよ。人件費が上がってそんなものは全部なくなってしまいましたね。

それから、江戸時代の園地というのは、完全に特定の植木屋が専任でいるんですよ。我が子のようにかわいがっていたわけですよ。そういう制度は全部なくしちゃったわけですよ。だから、総体的に言えば金をかけていないんですね。

ちょっと細かい話はさて置いて、私が言いたいのは、つまり個々の細かい問題は、いわば行政努力で解決できることがたくさんあると思うんです。

例えば今のお話で、比較的大規模な公園を特定の造園業者にすっかり丸投げして、運営管理から何からアウトソーシングしてしまう。そのかわり、一定の条件の中で営業活動を認める。例えば、そこで花を売ってもいいよとか。何だったら小さなおしゃれなティールームぐらいつくってもいいよ。そのかわり、管理費、運営費は一切市はやらないからということになれば、一種の民有園地的にやれるわけですよ。江戸時代はそういうのがたくさんあったんですから。今はそれを公共がやるから中途半端なお金しか出せないから、つまんない、低レベルのサービスしかしないで、公園だか何だかわかんないようなものがあるというふうに、大体市民は思っているんです。

先ほどの公園の量が3倍にふえたというけれども、市民の実感では3倍にふえてないんですよ。それは大規模な国営公園のようなものが結構稼いでいるわけで、あるいは郊外の市民の生活から遠いところにある公園がふえているわけだから、量で幾らふえても市民の実感は公園はふえてませんね。そして質が落ちているというのが実態だと私は思う。

だから公園に関しては、まだまだやる必要があるんですが、私はしかしここで議論は、そういう方へ持って行ってほしくないということを言いたかったんです。

資料8 - 2で見ますと、管理法、整備法というのがあって、これはもともと公園は先ほ

どの説明にあったように、昭和30年代までつぶされるという運命にあったんですね。だから守るために管理法をやる。それから足りないからふやすというので整備法をやってきた。

しかし、この部会は都市計画部会にあって、その中で何をやるべきかということ、公園緑地政策では私はないと思っているんです。公園の政策も確かに一部にあるけれども、むしろ緑のオープンスペースとか緑の都市ということでやっていくべきだと思うんです。そうしませんと、時々急に公園に矮小化しているんです、レポートの書き方でも説明の仕方でも。

つまり地球環境問題や、あるいは市民が非常に緑や自然を求めているからといって急に公園にしているけれども、市民は公園だけでそれは要求できないし、温暖化の問題にしても何にもして、小さな公園だけではとても持ちません。河川の問題とか海の問題までやらなきゃいけない。

ところが緑のオープンスペース、せめて私はオープンスペースと言いたいんだけど道路だけ遠慮したんです、同じ省庁になるから。道路も完全なオープンスペースですから、せめて緑のオープンスペース、あるいは緑とオープンスペースという観点で全体でとらえて、簡単に言えば都市がクローズスペースとオープンスペースでできているわけですから。しかもそのオープンスペースの中で生物的な自然、あるいは自然環境、あるいは循環系が可能などと言ってもいいんですが、そういう緑地環境的なものを全体としてとらえていく。そういう大きい構造をやることこそが都市再生のはずなんですよ。そういう都市再生の全体像をつくるときに、その中の一つの道具でストックされている公園もあるということなんです。その整理をぜひ。

さっき、局長が、緑のというキーワードは非常に大きい重要な意味があると言われました。オープンスペースとしての政策をつくる、21世紀の都市とオープンスペースを全体としてどう構築するのか。そのための体系をどうするか。政策は実行部隊の組織論でもあると思うんです。公園緑地課長って書いてあるんですよ、あそこに。そうすると営造物の公園緑地課だと思っちゃうんですよ。その他は緑化だと。緑化は大体民間にお願いして「緑化してくれ、してくれ」と言っていればいいんだというふうにもなってしまいうんですね。唯一、都市緑地保全法で少し広げて、地域制という考え方が入ってますが、私は何度も申し上げているんですが、河川の問題から、それからもちろんビルや外構の問題もありますね。それから道路の街路樹の問題もあります。

しかし、それは私は単に一本の樹木ではなくて、それがシステム化されたオープンスペースとしての構造をつくっていかないと都市再生にはならない。ご指摘のあった剪定の話で言えば、なぜ剪定せざるを得ないかといったら歩道が狭いからです。もっと言えば道路が狭いんです。日本の道路は極端に狭いです。

先週ちょうどキエフに行きましたら、ベニバナのトチの木がわーっと咲いて本当に最高でしたね。それは歩道だけで小公園になるわけですから。

だからそういう意味で、環境インフラとか緑のインフラという言い方をどこかで説明されていたけども、そういう観点が入らなさ過ぎたんだと。細かい話になって、今剪定になるけど、なぜ剪定せざるを得ないのか。それは道路の街路樹の前のお店が看板が見えないと苦情が来ますし、日影になるし2階は日が入らないと言われるし毛虫がつくと言われるし、剪定せざるを得ないわけですね。

皆さんそうすると、技術屋は剪定の仕方を工夫するんです、さっき事務局が言われたように。いろんな技術的工夫をやって透かしたりするんだっていうんですね。だけど、技術で対応できる範囲は限定されてますよ。根本は道路率を上げて、街路樹をゆったりとったときにはじめてできる。もっと言えば、都市全体を緑の目でもう一回見直すということがなければならぬのに、最後には「公園という狭い空間で何とかしろ」と言われてしまう。そういうときは「何とかできません」と言うべきだというのが私の考えなんですよ。それを何か一応説明しちゃうんですよ、皆さん。

だからぜひ今回の、公園緑地政策の方向と書いてあるんだけど、私はせめて緑のオープンスペースと公園ぐらい。公園は一つの領域で、むしろそれは3分の1か4分の1で、4分の3ぐらいは全体の問題なんだということにぜひしていただきたい。そうするとご指摘のあった農水の問題、環境省の問題とも広くかかわって、政府全体で一体どうなるのか。

今回国土交通省が入ったから、港湾緑地だけさっきのリストに入りましたし、地域制緑地に市民農園も入っていました。だから努力されているんです。だけどみんなやれる範囲での努力なんです。だからそれを変えるには、構造的にもっとオープンスペース全体を、都市の中でどんなに重要なものかということ的位置づけるべきだ。欧米の都市との違いはそこだけだと思います、私は。

ぜひその辺は、多分委員長は昔から言っておられたことだと思うから頑張って、そういう枠組みにつくってほしいなと思います。

委員長 ありがとうございます。委員長は職務で議事進行となっておりますけれども。

今のことは、実は今後の議論の非常に重要なテーマだと思いますので、ちょっと時間をとらせていただいて、事務局からも今御発言いただきたい。今後の方向性が我々の中である程度の議論がないと、事務局としても次回の対応が困るということもありますので、かなり重要な本質的な御指摘が出たと思いますので、審議官、課長、それから室長さんもうらっしゃいますから、どなたかお願いします。

一つは私が言う話ではありませんが、緑地環境推進室となったのは、社会資本整備の緑に関する部分のヘッドクォーターになってほしいという意味が本来込められていないとおかしいと思いますので、そんなことも意識しながら、審議官もしくは課長さんから。

事務局 今、いみじくも委員長おっしゃいましたけれども、公園緑地課の中に緑地環境推進室というのがございまして、本来で言うと、それと私が言うのも変なんですけど、緑地環境推進課の中に公園緑地室というのがあった方がいいんじゃないかと、概念的にはそういう感じもしております。

先ほど局長からも申し上げましたけれども、我々全く意識としては 委員のおっしゃったとおりの格好でこれからやりたいということで、先ほど1人当たり公園面積というのを指標にしているいろいろやってきたというところを変えたいということも、実はそういうことがございまして、公園だけを目標にするのではなくて、都市全体をどうするかという観点から、長期的な計画をつくるべきではないかという意識でございますので、そういった格好で、本委員会について御提言をいただければと思っております。

ただ、残念ながら省庁の壁とか各局の壁がございまして、どこまで我々の施策としてできるかは別でありますけれども、いずれにしても少しトータルに、都市の緑をどうしていくか、オープンスペースをどうしていくかということについては考えておりますし、残念ながらまだ他省庁には及んでおりませんが、我が国土交通省の中では緑の政策大綱ということで、我々のできる範囲内の緑についてはきちんとした大綱をつくり、計画をつくりたいということで既に動いておりますので、ぜひいろいろ御意見をいただければと思っております。

委員長 ありがとうございます。

委員 関連で一言。

ところがですよ、8-1の資料だと、 が最後公園緑地政策の課題があるんですよ。だけどこれは、緑地保全制度の活用とか緑の基本計画の話はあるけど、大半は公園緑地の整備目標から配置、その他ストックの活用で、やっぱり最後は公園に来てしまいますね。だ

から私はさっきから言うように、これはほんの一部だというふうにしてほしい。ぜひ、お願いします。

事務局 緑の政策大綱の中に全部網羅したのがございますので、次回道路のオープンスペースに関する施策、河川のオープンスペースに対する施策、港湾の施策などがありますので、それを網羅して一度御説明をさせていただきます。

委員長 委員長として私が変な発言ばかりしそうになるんですが、これは恐らく従来の公共事業の五箇年計画の前提としてこういう議論が始まったという枠の中で、事務局がそれを大きく殻を破るといいますか、多分そこら辺が国土交通省の中全体でまだ決まっているのかどうかわかりませんが、一応従来ですとこういう流れで次回の五箇年計画に向けてつくるといのは基本的なやり方だったわけですが、その前提を今少し見直すといえますか。きょうの資料でも財政諮問委員会、それから国土交通省としてもこういうことを少し基本から見直すという方向になっているようですので、もう一回今課長さんがおっしゃいました、本来は緑地環境課の中に公園緑地室があるべきだと、あるいは緑地環境部があって公園緑地があるべきだという、そのべき論からもう一度議論をしていただいて、審議会の立場ではなるべくべき論のあり方論からいきまして、それが受け取れるかどうかは行政の責任において考えていただくという方がよいのかなという気がいたします。

それでは、何かございますでしょうか。

委員 子供を育てたり、あるいは犬を飼ったりすると、何とこの環境は人間的ではない環境かというのを本当にしみじみ思うんですね。まず道路です。狭い道路に白い線かなんか引いて、自転車と車と歩行者が、本当に非人間的としか言いようがない都市環境。それがあって公園だと思っんです。そこを解決して公園なんです。公園に行く途中にそういうのが待っているわけで。

委員がおっしゃったのは、結局この公園の中にこの問題を囲い込むなとおっしゃったわけですね。都市計画の中にちゃんと位置づけなさいと。

今回も3つに分かれているグループに、ちゃんと便利で快適な都市交通の実現と良好な市街地の整備というのがあるのに、そこから緑の話は分けられてしまっているわけですよ。ですから、都市計画の中に、きちんとかいような問題を織り込んでいけるようなメカニズム、つまり政策の仕組みの見直しの方向を打ち出しておられるわけですから、打って出よというのがおっしゃったことだと思っんです。ですからこの中で打って出てもしようがないんで、都市計画の方へ打って出ないとしようがないですよ。何かそれを考えてい

ただきたいと思います。

委員長 都市計画部会の委員として、ぜひ我々一致協力して頑張りたいと思います。とは言いながら、当面同時にこの3つの小委員会が始まったということと、もともとは本来諮問いただいている都市の再生とか、それから都市の社会資本整備のあり方をどうしていくかというところのための議論ですので、今後の進め方とか論点をもうちょっと……。これは事務局の立場でこういう資料になったと思うんですが、少し踏み出してもよろしいでしょうか。そこら辺、あんまりお困りでしたらまたあれですが、我々がいろいろ言っておけば、多少応援部隊になるんであればぜひやりたいなというのが、多分皆様の共通の見解だと思います。

事務局 ほかの課長も来てますけども、私公園緑地課長としてはどんどん踏み出してください結構だと思います。

委員長 では、よろしくをお願いします。

委員 私もさっきの話、もう少し広く考えたいと思います。

さっきおっしゃったように、公園だけじゃなくて緑のオープンスペースを考えるべきだと、私も賛成ですけども、緑も少し違う提案をしたいんです。それは、ドイツも本当に一般的な考えになりましたけども、緑というののイメージが芝生とか木が浮かんでいますが、地球全体の問題を見ると、それを超えている問題が今、既に生じております。ヒートアイランド現象とか、人間の必要な部分よりも自然全体のバランスが崩れてきますから、それをまず考えていかないとと思うんです。

そのために、多分役に立つ視点は、舗装されていない面積、だから水が自然に浸透できて草が自然に生えていける、あるいは水があるところ、あるいは森があるところ、あるいは芝生がある、それら全部を含めてこの面積を考えるべきです。ドイツでもそうですけれども、戦争の後で全体的にその面積がどんどんどんどん減ってきました。それが例えば水の循環が自然に流れていかないとか、大雨になったらすぐ洪水になったりとか、その辺から考えないといけないと思います。

委員長 ありがとうございます。

重要な御指摘で、多分下水道部会の小委員会とも非常に絡む話ではありますが、事務局で何か御発言ございますか。

事務局 先ほどの続きにもなりますけども、実は小委員会がありますが、市街地の方でも下水道の方でもそれぞれ緑の関係といいましようか、下水道でいうと処理場の上をどう

するかとか、あるいは処理水をどういうふうに活用していくかということで、緑の関係とか水の関係についても、両方の小委員会にも含まれていると思いますので、連携をとって、またこちらからのこういう議論があったということもここに伝えながら、連携をとってトータルでやりたいと思います。

委員長 ありがとうございました。

委員 先ほどは質問のつもりで、今度は意見を申し上げたいと存じます。

道路の問題は、もう1つの街路を検討しているような部会では、あんまり広い道路ということに対して、むしろちょっと消極的な意見も雰囲気も感じます。

現場で見ますと、道路が広いということに対する抵抗感みたいなのが非常に市民の間にあります、これはちょっと錯覚のようなところもあるんですけども。だから、これらに対するきちっとした一定の評価なり何なりということ、この小委員会だけじゃなくて、全体としてある程度論議をする必要があるんじゃないかという気がいたします。

ネガティブにばかり考えてもしょうがないんですけども、現場ではいろんなことが行われています。これは東京都が行っている、例えば保谷 - 調布線という街路があるんですけども、これは従来25mだった道路を36mに拡幅してやろうと。これは車道は16mで、残りの20mが環境帯という考え方で、この環境帯をどう整備しようかということを議論しています。

沿線の首長はなるべく環境帯、緑を多くとろうと、そして自転車道なども中心にやろうと。だから4車線の道路と環境帯のところに側道みたいなのをつくるので、6車線にならないようにと。つまり今、片側2車線、車道が4車線なんですけども、それが事実上6車線にならないように、どうやって緑や人、動線とか自転車なんかを考えていくかということがあるので、やはり全体としては基幹道路のようなものについては、そういう環境帯をきちっととって、やがて緑をふやしていこうという方向があるだろうと思っています。こういう方向については、これを加速することが非常に大事だと思っています。

今、公園だけに絞るなという御意見が出たんですけども、確かにそうなんです。しかし、確実に公園をつくっていくということも大事ではないかと、私は思っています。実は私、市長になって20年目なんですけども、1,400億ぐらい公有地を買いました。そのうち300億以上は公園です。着実に公園はふえています。ですから、やはりそこにきちっとした公園を地道につくっていく。とりわけ、所有権の移動とかあるいは制限が入りますので一朝一夕にはできませんので、やはりこれからもそういうことをきちっとやっていくと

ということが大事じゃないかと思っています。

ただ、小規模な、例えば相続や何かによって 100坪以下、場合によっては40坪とか50坪という小さな空間地が出てくる可能性があります。これをどう使っていくかということは、都市計画全体の問題としてあるんだろうと思いますけれども、例えば私どももこの間 100坪ぐらいの土地が出て、そこは非常に道路の入り組んだところだったので、それを思い切って買って防災緑地にいたしました。地下に防火水槽を入れて、そして上を比較的緑の小さな公園にすると。こういう個別的な努力みたいなものを非常に、現実的にやっていく必要があるだろうと思っています。

それから、私どもが6年ごとに緑被率を調査しているわけですが、緑被率の調査を始めてから、32%が22%まで落ちていました。ところが、この間の調査ではうれしいことに2ポイント緑被率が上がったんです。この原因は、実は公園をつくったということもあるんですけども、もう1つはディベロッパーの方に協力をさせていただいて、さまざまな形で接道緑化とか、あるいは宅地開発による公園の提供ということを着実にやって、そういうところの木が繁ってきて緑被率がふえたということになります。

ですから、これから民間の活力を活用するということがあるわけで、そういう意味では、従来はあんまりディベロッパーの方には歓迎されなかった宅地開発指導要綱などがあるわけですが、しかし最近では、ディベロッパーの方が質の高い住居を提供しようということになってきました。

例えば敷地の中に古木があると。その古木を取り囲んで住居をつくるというような手法もいろいろされていて、大変うれしく思っています。

そういう優良ディベロッパーに対する顕彰や、あるいは何か一定のプラスみたいなことを積極的にやって、緑のオープンスペースをつくっていくことは非常に大事ではないかと思っています。

それから、個人住宅は武蔵野の場合には人口割合で50%ぐらいあるんですけども、この個人住宅がかつては 100坪とか 150坪とか、もっと大きいところもありました。あるいはそれほどじゃないにしても、60~70坪の土地があったわけですが、それが相続でまた細分化して、非常に狭小な宅地になり、ぎりぎりいっばいな木造3階建ては許されたわけで、それによって宅地が25坪とかという、非常に狭いのがふえてきました。

これは相続税の問題もいろいろあるんですけども、こういう問題があるので、非常にきめ細かい指導とか、あるいは宅地の最小面積を制限するとか、そういうことをいろいろ

制度としてもっと打ち出していかなきゃいけないんじゃないかという気がいたします。

都市に人が集中したり、土地に対する需要がものすごい圧力で高まっているときならこういうことをやったら混乱が起きますけれども、これからは絶対数が減っていくという状況もあるので、逆に長期的に見たまちづくりのチャンスなんではないかなという感じがしております。

それからもう1つは、我々現場で感じているのは農地と屋敷林であります。農地については市民緑地制度ができましたけれども、実は私どもは緑地制度という名称じゃないんですが、環境緑地制度というのをつくってほしいという提案を、今から17～18年前にしたことがあるんです。それは、民間に開放されたような屋敷林とか、あるいは農地のようなものは相続税をもっと減免してほしいという提案をしました。それが市民緑地という形で一部取り入れられたわけですが、農地の減少というのは非常に深刻な話だろうと思っております。

先ほどおっしゃった、農地は裸地でありますから、水の循環とか何とかということ考えた場合には、非常に大事な要素を持っているだろうと思っております。これについての評価と、今ある制度についてどうするかということについては、視点として一つ考えておかなければいけないんじゃないかと考えております。

委員長 ありがとうございます。

委員 私、提案があるんですけど、緑化とか何かもいいんですが、ヒートアイランド現象みたいなことに対して、何がマイナスで、何がプラスなのか。町のつくり方とか広場、オープンスペースのあり方とかすべて、あるいは樹種なんかも、つまり夏の暑いときに繁っていて、冬は葉っぱがない方がいいとかいろんな意味もあるわけなんで、その辺も含めて、ヒートアイランド現象に対してプラスなのかどうか。

例えば、平屋建てとか戸建てで土地を細分化して一定以上の密度になってくると、非常にヒートアイランド現象に対して悪いんですが、これを密度が高まれば集合化し、高層化して行って、屋上まで緑化すると大して土地は要らないで済むわけですよ。ですから、一定の密度であるものの立体化を義務づけるということで、緑地をふやすということもあると思うんです。

要するに、緑被率の競争をすべきであって、公園率の競争をすべきではない。緑被率とは何なのかと。人間生活にとって、あるいは地球環境にとって何がいいのかということをよく考えた上で、そのカウントの基準をつくるべきだろうということを考えております。

御検討いただければ幸いです。

委員長 ありがとうございます。

今実は、私の手元の時間で11時42～43分でございます。事務局の事前用意の資料では40分で議事終了になっておりますけれども、大変重要な議論が出てまいりましたので、最後は日程を御連絡するだけだと思っておりますので、これは30秒で終わりますから、申しわけないですが55分ぐらいまでは続けたいと思います。

また、いろいろ午後の御都合がある方は退出されても結構ですので、そういうことでもう少し御協力をお願いしたいと思います。

それで、きょうまだ御発言のない委員の方々から、ぜひ御発言をお願いしたいんですが、よろしくをお願いします。

委員 私も、やはり地球規模の観点から、都市行政を見直していく必要があるんじゃないかなと思っています。特に、市街地のコンパクト化とか、あるいはヒートアイランドというものを考えますと、1kmぐらいの帯状のグリーンベルトみたいなものがないと、ヒートアイランドは低減できないわけですから、そういう意味ではいけば、これからの公園緑地行政の問題としては、やはり広域的な、あるいは地球規模の観点からの検討が必要ではないかなと思います。

そういう意味でいくと、これからの成果というものをどういうふうな形の指標で測っていくかということになると思うんですけども、例えば、緑をふやすことによってどれだけ市街地をコンパクトにしていくかということも一つの指標になると思いますし、それからCO₂の吸収といった指標、あるいは生物多様性とかいう指標。それから特に、公園としての機能として広域的な防災性といいますか安全性とか、あるいはレクリエーションの活動とか、そういうふうな総合的な指標で評価をしていくのが適切ではないかなと思っています。

委員 いわゆる都市計画関係では、基本法に当たるものはどれになるんでしょうか。例えば、環境であれば環境基本法がありますね。教育であれば教育基本法というのがあって、その下に具体的な法律がおりていきますね。そういう上位の基本法があった上で、各省庁の連携をやっていかない限り、先ほどからの細かい議論へいってしまうのではないのでしょうか。

組織が連携をとるときに押さえていくもとは何になるのかということ、説明を伺いながら考えておりました。緑の政策大綱は、これは違いますよね。

それからもう1つ、今まで我々は緑をつくる、オープンスペースをつくるということもやってきたと思うのですが、公園整備あるいは緑地保全という言い方に、もう少し創出していくという視点が必要になってくるのではないのでしょうか。

それから緑被率等々においても、今度、質の問題になってきますよね。その質をどう評価していくかということで、ヒートアイランドの問題においても質の問題が出てきますので、そここのところが押さえられるのかどうかという点について、議論の根拠になるものがあると助かるなと思っております。

委員長 ありがとうございます。

今のは大変重要な御指摘だと思いますが、最後に数分間、局長、審議官、課長でそれぞれ一言いただきたいと思います。全員という意味じゃございませんが、そのときにまとめて今の基本法があるのか、基本政策がどうなっているんだということですので、それについてもよろしくお願ひしたいと思います。

委員 私は、緑の構造改革という旗印を上げて迫っていくのは非常にいいと思います。都市の緑の構造改革でしょうかね。

さて、その一つとして制度面を言いますと、地方分権、地域性の重視ということですが、今まで地方分権というと行政権の地方分権と言われていたんですね。そこまでにどまっていたんだが、立法権そのものの地方分権という問題が、次に来る問題として存在していると思う。それは端的に言えば条例ということですね。都市公園法をやめて全部条例って、そうもいきませんが、都市公園法の中でもっともっと条例を使っていくというパターンに方向づけていくという、これがあれば一つであり、そしてこれはさっきのペーパーの中にもちょっと姿が出てますから、この方向を出していくべきだと思います。

自治体は既にまちづくり条例だとか、景観、美観条例だとか、いろいろな知恵を実は先行して出していってますね。そういうものの中に、いわゆる緑、公園というものがどう位置づいているかということをおのこの際レビューしてみて、そしてそこへ何らかのサジェスションができるのかどうか、こういう検討方法もとってみたらどうか。つまり構造改革の一つとして、立法権の分権という構造改革を一つインプットしたらどうかと思っております。

委員 皆さんの御意見も、緑を幅広くとらえるということであろうかと思いますが、私も大賛成でございます。緑の基本計画が都市緑地保全法の改正で取り組まれたというのは、私はその辺の趣旨も強く盛り込まれているんだらうと思うんです。

ただ、現実につくられている緑の基本計画の中には、従来のいわゆる公園緑地計画とい

いでしょうか、緑のマスタープランにまだ足を引っ張られていて、全体としての緑をどう取り組むかという辺が多少弱い計画も全国にあるわけですが、私は緑の基本計画そのものは、そういう幅で都市の中の緑、あるいは都市周辺も含めた緑を取り上げるだけの体制はあるというふうに理解をいたしております。

その緑の基本計画をもっともっと充実させていくこと。それには、先ほどのヒートアイランド現象に対して、何からの指標を明確に出してというお話もありましたが、いわゆる効果分析の手法をもっとはっきり打ち出していく。これは学問体系としても大事なことですけども、その辺をもっと強く出していきませんと効果そのものがわかりません。したがって評価もできないという話になってしまいますので、ぜひそういう技術的な解決も含めた指標の作成というところに、かなりのウエートを置いてほしいなという気がいたします。

それと、国、県、市といたしますか、地方公共団体、民間の役割分担と書いてあるんですが、今の市のレベルの緑の基本計画に対して、国から県、市とつながってくる、ドイツで言いますとランドシャフトプランが国から州、地域、市とつながって計画に整合性がとられているわけですが、その辺の一連の整合のとれた計画が、上から全部流れているという形は欲しいと思うんです。それがなければ、強く意思表示していくことができない部分がどうしても出てしまいますので、ぜひその役割だけじゃなく、体系としてつくり上げていくんだという意気込みが、私は欲しいなという気がいたしております。

それともう1つだけ言いますと、人材の育成とか活用という方向がどこかに入っているのかもしれませんが、ちょっと読み切れないんですけども、NPOや何かの話が入りますから当然意識しておられると思いますが、ぜひその辺も強く主張して行ってほしいと思います。

委員長 どうもありがとうございました。

各委員それぞれ、まだいろいろ御発言になりたいこと多くあると思いますが、時間の関係もございますので、最後に事務局に引き継ぐために、一応委員長の立場で少しまとめたいと思いますか、お願いといたしますか、幾つかお話ししたいと思います。

きょうの各皆様の意見は、都市の緑は大変重要で、これはきちんと幅広く推進すべきである、総合的にやるべきであるということが共通の発言だったと思います。もちろん、各省庁間にまたがるものについてまで、どこまでかというのはいろいろ難しい点もあるかもしれませんが、こういう状況で連携をとっているとか、あるいはこれに関係しているとい

うことは、ぜひ次回御説明いただきたい。

それからもう1つは、国土交通省にせっかくなりましたので、少なくとも省内についての連携はぜひ強くってほしいなということで、むしろそれが国土交通省にせっかく合併したことの効果といたら変ですけれども。

それから、従来の事業量に対応した公共事業計画は見直すというのは日本の全体の流れになってますので、見直した結果、逆にこういういいものができたというふうに、ぜひしてほしいなと。これは各委員も共通の考えだと思いますので、小委員会としての報告ということであれば、余り行政が困らない範囲の前提になるかと思いますが、多少従来の殻を打ち破ることが当然あっていいと思いますので、21世紀ということですので、そういうことでぜひ事務局、考えてほしいなと。幾らでも委員として、また委員長としての積極的な面での委員会の場での支援とかフォローは、各委員ぜひしていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それからもう1つは、先ほど武蔵野市長というお立場でのさまざまな体験に基づく重要な、貴重な御意見もありましたし、各自治体に取り組んでいるものの中にいろんな芽生えとか参考になる点が恐らく多々あるだろうという御指摘がありまして、限られた時間ではございますが、むしろこういう面での各自治体への情報提供をお願いするというのは、これは決して後見的指導でも何でもありませんで、むしろ国が政策官庁として政策を議論する際に、各自治体のいろんな事例とかいろんな情報提供をしてほしいということをするのは、地方分権化した後での国と自治体との正しい関係ではないかと思ひます。

私自身見聞きしている範囲では、地方分権の議論がいろいろあるときには、自治体に資料を請求することが負担をかけるんじゃないかという議論もあったように聞いておりますけれども、これは極端な、むしろ逆のことです。国が政策官庁として議論をしていくこと自体が自治体にとっても望ましい姿ですので、これは地方整備局もぜひ活用していただいて、いい意味での今の最新動向とか、あるいはこういう点が少し制度的に変わるとありがたいとか、あるいは独自に苦労して取り組んでいるとか、そういうところの情報収集とか意見交換を、地方整備局単位をよくお使いになってやっていただければなと思ひます。これは決して無理なお願いではないと思ひます。そうしますと、大分いろんな政策がもう少し豊かに、いろんな点が出てくるのかなと。

それから、各委員でもう一回御希望があれば、少し個別に各事務局側のヒアリング等を見せて、発言したことをメモにするか、あるいはメモをいただくか、どちらでもいいと思

いますが、それも御希望があればぜひということやってほしいなと思います。

あるいはきょうの速記録ができた後で、それを見ながら補充するというやり方もいいと思いますが、これは次回まで少し時間がございますので、ぜひこれもお願いしたいと思います。

それからもう1つは、この2点についてはきょうの議論を踏まえて、この場でできれば幹部の方から少し御示唆いただければと思います。

1つは、今後の公園緑地政策の方向についてという表題が出ておりますが、きょうの結論は公園緑地政策ということより、都市の緑に関する政策とか、そういうふうにとらえてほしいということだと思いますが、むしろそういうふうに広くやっていきたいというのが我々の、多分一致した意見だと思います。踏み込んでいいかというところをぜひ伺いたい。

ですから、ここのメモでは緑の政策の総合化とか、少しずつ芽は出ているんですが、途中で途端に公園緑地課の所管業務にひゅっと戻ってしまうという、遠慮があったと思うんですけれども。

そこら辺、例えば緑政策とか、どういう言葉がいいかちょっとわかりませんが、その中で例えば緑の構造改革とか、緑による都市再生とか、これは大分受けるんじゃないかと思えます。緑によって都市再生をやるんだということ。

それはある意味では、良好な民間開発の中で公園としてやる部分と公開空地とか、それからいろんなものを総合的にやりますと大変いい街並みになっていくわけですので、緑を重視して都市再生をするということがいろいろあっていいのかなと思いますので、ぜひそこら辺を最後の御発言でちょっと伺いたいなと。

1つだけ簡単に申し上げますと、私実は河川の分科会の委員に入っております。火曜日に委員会がございまして、「河川と緑は大変重要なので、そういう連携はどうですか」と言ったところ、最後に局長が「それはぜひやりたい。ただ、行政同士でも議論するけれども、委員会の先生の立場で、ぜひ強くしりをたたいてほしい」という言い方が明確にございました。河川局の課長が全員出ておられましたので、これはすぐ確認するとおわかりです、明確におっしゃいました。公園緑地との連携は強力にとりたいという御発言がありましたので、少なくとも河川はそういう御意思です。

それから、実は道路分科会でも私は発表したんですが、ほとんど表参道を出したり、緑のことを紹介してまして、後で同席の委員が、「きょうの発表には全然自動車が出てきませんでしたな」と言っていました、道路空間が都市の重要な公共空間であるということが、

道路整備の一つの哲学にしてほしいという。もちろん、交通量は当然ですけれども申しまして、事務局方としてこういうことを言ってもらっても全然構いませんという姿勢ですので、多分余り抵抗がないように思いますので、ぜひそこら辺をお願いしたいということです。

ちょっと進行が悪くて12時になってしまっておりますが、最後数分間で少しまとめなり、御発言とかお願いしたいと思います。

澤井都市・地域整備局長 国会用務で途中中座しまして、貴重な御議論を拝聴できませんで、まことに申しわけございませんでした。

今の委員長のお話ですけれども、当小委員会が河川の委員会よりも先に開かれていれば、私も多分同じことを言って、「ぜひ、河川のしりをたたいてくれ」と申し上げたと思っております。

きょうの資料、まだそういう意味では公園緑地課の所管に係る部分が多かったかもしれませんが、思いは最初に私がちょっとごあいさつ申し上げたとおりでありまして、緑という横杭で、環境のところは全部貫きたい。

言ってみますと、どうしても我々今まで制度なり事業を供給するサイドで発想してきたわけです。それには限界があるなということは十分わかっている。一方でアウトカム指標ということのを初めとして、行政サービスを受ける側から見てどうかという目を見たときに、全然別の発想が出ないだろうかということを一生命、頭の中でもがいているんです。

きょうも誘致距離とか防災公園の整備率等、あれもそれを使う人から見てどうかという指標を何とか工夫しようというので、大分前からああいうことをやっているんですが、あれを超えまして、委員長も仰せの都市の緑全体が住民なり国民にとってどういうものかという目を見たときに、サプライサイドは関係なく、だれがやるかは関係なくこうあってほしいとか、あるいはこういう面の数字を見てみると、今はこうだけどこまで持ってきてほしいとか、そういうあたりの知恵がもっと出ないかなということ、我々内部でもある意味じゃ、はっきり言いますともがいて一生命探そうとしているけども、まだあんまりいい知恵が出てこないという段階にある。

したがって、言いかえますと、気持ちは全くそっちを向いているつもりです。ぜひ、その気持を形にできるような有益な御示唆なり、あるいは知恵をお授けいただきたいということを、ぜひ申し上げたいと思っていたわけです。

そういう意味で、我々もそういうふうに取り組んでまいりますので、御指導のほど、よ

ろしくお願い申し上げます。

委員長 ありがとうございました。

我々の議論の方向はよろしいということですので、ぜひこれから最終的にいいことをやってくれたというまとめがまとまるように我々も努力して、また事務局の方々もぜひ御協力して、合作でいいものができることを期待したいと思います。

そ の 他

委員長 最後に一言、次回日程等の事務連絡等があると思いますのでよろしくお願いしたいと思います。

事務局 次回以降でございますけど、第2回は既に御調整させていただいておりますが、6月21日金曜日の13時から、第3回を7月5日の10時から予定しております。場所はいずれもこの会場と同じでございます。

また最後に、委員長から御指摘がありましたように、今回の速記の粗々ができました段階で、各委員に一度御送付申し上げて、さらにきょう十分でなかった御意見等をいただければと思っておりますし、きょう御欠席の委員にも同じような形で御意見を伺った上で、次回の委員会の資料を提出させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

委員長 本日はどうもありがとうございました。

閉 会